

藤原宮出土荷札木簡補遺

—『藤原宮木簡一』『同二』—

はじめに 飛鳥藤原宮跡発掘調査部史料調査室では、今年度刊行した『評制下荷札木簡集成』の作成にあたり、公表された荷札木簡の再釈読をおこなったところ、一部新たな釈文を提示することができた。ここでは藤原宮跡出土木簡の正報告書『藤原宮木簡一』『同二』所載の木簡にしぼり、訂正を要するものについて報告する。『評制下荷札木簡集成』では、評制下の荷札木簡を対象を限定したが、ここでは郡制下の荷札木簡や物品整理付札もあわせて取り上げたい。以下、木簡を特定する際には、『藤原宮木簡一』『同二』に記された番号を用いる。

『藤原宮木簡一』57の1文字目は「丸」の墨痕は明瞭ではないが、他の残画からは「贄」と釈読して矛盾ない。大宰府跡出土の贄の物品を列挙した木簡に、物品のひとつとして「生鮑六十具」があがる（九州歴史資料館編『大宰府政庁跡』2002年、第2号木簡）。82は備中国の古表記「吉備道中国」が書かれる。同様の表記は、飛鳥池遺跡出土木簡にもみえる（奈文研編『飛鳥池遺跡発掘調査報告書』第88号木簡）。133は荷札ではない可能性もあるが、「臣」が新たに釈読できたので示しておく。142は半截のため文字の右半分しか残らないが、「大贄」は確実に読める。上下両端は原形を保つ。長さは252mmあり、藤原宮期の荷札木簡としては決して小型ではなく、しかも下半部に十分な余白がありながら、地名は里名のみ記載となっている。藤原宮跡出土の贄荷札では、平城宮跡出土の木簡と比較して、里名まで記すものが多いが、142は里名のみである点が注目される。145の貢進者は「粟田戸世万呂」と釈読できる。若狭国には粟田部が多数分布したが、ここでは「ア」(部)ではなく「戸」字を使用している。148の「小丹生評従車里」は新出のサト名である。「従」は「从」の字体で、石神遺跡出土の「乙丑年」(天智4年、645年)の年紀をもつ荷札木簡にもみえる（『藤原木簡概報17』第34号木簡）。「移ア」は「ヤベ」と読むことができ、山部を指す可能性がある。山部を「屋部」と記す木簡は知られていたが（『藤原木簡概報16』第21号木簡）、別の表記が知られたことになる。なお、飛鳥池遺跡からは「移ア連」「耶ア連」と書かれた荷札木簡が出土しており、やはり山部連を指すと考えられる（『飛鳥池遺跡発掘調査報告書』第97・99

号木簡）。「尔侶皮」は「二口皮」と読めるが、544で荒(アレ)郷のことを「阿漏(アロ)里」と表記した点を考慮すれば、楡皮(ニレ)を指す可能性があるかもしれない。160は「各美(評)」ではなく、「各牟(評)」と釈読すべきであろう。「俵」すなわち米俵の荷札である。162は寺崎保広「藤原宮出土「尾張国知多評」木簡補訂」(『年報1999-1』)で訂正済みである。163は「海評中田里」と読める可能性があるが、「田」字はなお検討を要する。165の最下字は「熟」ではなく「贄」と読める。166も寺崎前掲報告で一度訂正が加えられているが、新たに「閨」が釈読できた。「閨」は人名マロの用字として7世紀木簡に頻出する。169「神郡前里」は武蔵国賀美郡の新出のサト名であろうか。170は「神前評 山里」と釈読でき、4文字目は草冠の文字であることから、『和名抄』播磨国賀茂郡蔭山郷に比定することができよう。171の「日下ア」は隠岐国で多く確認できる。182は「二斗」の貢進額から、調塩と推定できる。185は小型の材に墨書したため、やや字形がいびつであるが、裏面1文字目は「調」と釈読できよう。下端は切断するのみであるが、原形を保つ可能性もある。190の下端は折れと判断して法量にカッコがつけられているが、「一升」の字配りからすると、ほぼ原形を保つ可能性もある。飛鳥・藤原地域の荷札では、丁寧に整形を加えていないものも多々ある。192は盗難にあったため、下端部のみの釈文しか掲載できなかったものである。返還された直後、寺崎保広「藤原宮出土「大贄」木簡補遺」(『年報1997-1』)によって全体の釈文が提示された。193は「鹿取(評)」が新たに釈読でき、下総国の荷札であることが判明した。197の「荒阿津支」は品質の劣る小豆のことであろう。199の1文字目「和」が確実にあれば、木簡の形状や、「大伴ア」などもあわせて、『和名抄』志摩国答志郡和具郷に比定できる可能性が高い。10・11文字目は傍の部分のみ残り、順に「尔」「久」である。200の「蝮」は「鰻」に通用する。よって「蝮(鰻)干」は干しアワビのことであろう。裏面にも2文字程度の墨痕があるが、右端に寄っている。表面の最下字「干」の下にも2文字程度の余白があるので、内容的に続かないと思われる。202の「魚切里」は『和名抄』志摩国英虞郡名鍬郷に比定できる。203の「佐」は人名の一部であろう。205の3文字目は「蝮」(鰻)と釈読できる。下端を尖らせた051型式の小型付札である。よく似たも

『藤原宮木簡一』

57	〔贊カ〕 十具	(101)・(29)・2	081	190	〔一カ〕 □□阿由斗升	(125)・25・6	039
82	吉備道中国浅口評神ア	(169)・(11)・4	081	192	熊野評大贊塩塗近代百廿隻	243・20・3	033
133	ア臣刀良	(93)・(8)・3	081	193	〔年カ〕〔国鹿カ〕 丙申取	(98)・24・2	039
142	□□里 大贊	252・(12)・2	081	197	荒阿津支	(112)・13・2	033
145	三方評竹田ア里人 粟田戸世万呂 塩二斗	171・24・4	031	199	〔具カ〕〔人カ〕 里人大伴ア田	(131)・(10)・2	081
148	〔車カ〕 小丹評從里人 ・移ア止己麻尔侶皮 一斗半	147・30・3	011	200	〔蟻カ〕 俣里干	139・23・2	031
160	己亥年九月三野国各□ ・汗奴麻里五百木ア加西儀	(163)・24・4	019	202	魚切里人大伴 〔女戸カ〕	(173)・(24)・4	081
162	甲午年九月十二日知田評 〔木カ〕 ・阿具比里五ア皮嶋 養米六斗	213・28・4	031	203	佐一斗五升	(62)・20・3	039
163	〔田カ〕 海評中里 支止軍布	97・20・3	031	205	徭子蟻	89・14・1	059
165	宇和評小物代贊	199・20・4	031	214	□□若□□郡 一斗五升	(112)・24・2	039
166	辛卯年十月尾治国知多評 ・入見里神ア身闇三斗	213・38・5	032	417	〔寸主カ〕 □□白髪戸	(134)・22・4	081
169	〔神カ〕 郡前里鮎十八斤	(105)・15・3	031	421	三川国鴨 上	(104)・(12)・4	081
170	神前評 山里	104・16・3	031	487	宮末呂又粟	(76)・15・3	081
171	海評三家里人 日下ア赤 軍布	98・20・3	031	『藤原宮木簡二』			
182	丁酉年 若佐国小丹□□生里 秦人 〔己カ〕 二斗	131・16・3	011	544	癸未年十一月 三野大野評阿漏里 漏人 白米五斗 〔阿カ〕	(169)・24・3	059
185	高橋連刀自梨 〔調カ〕 三斗	(84)・14・3	039	548	宍粟評山守里 山ア赤皮	127・20・7	032
				551	〔野カ〕 里秦人 儀	165・18・3	051
				814	綾海高 ア汗乃古三斗	262・19・3	031

のが平城京跡の二条大路木簡に多数みられ、藤原宮跡東面外濠からも比較的まとまって出土している（渡辺晃宏「志摩国の贊と二条大路木簡」『続日本紀研究』300、1996年）。214は腐蝕が著しいが、「若」の次は人偏が確認でき、「佐」もしくは「狭」とろう。冒頭に年月日が想定されることから、遠敷郡と推定される。もうひとつの三方郡では年月日を記さないという特徴がある。417の「白髪戸」は白髪部のことであろうか。145と同じく、「戸」と「ア」が通用した例となる可能性がある。「戸」字の下には1文字分の墨痕が認められる。421は「三川国鴨」の荷札である。487の最下字は2文字相当あるが、「西」とする必要はなく、「栗」と読んでよからう。

『藤原宮木簡二』 544は「里」の初見史料として著名で

ある。貢進物は「白米五斗」であり、貢進月は「十一月」であることが新たに判明した。548は「宍粟評山守里」の荷札である。551の2文字目は「部」ではなく、「野」と釈読すべきであろう。飛鳥・藤原地域出土の荷札木簡をみるかぎり、現在のところ、部名を書く際に正字の「部」を使った事例はないようである。814の6文字目は「片」ではなく「汗」が正しい。本木簡の「汗」字は、法隆寺金堂四天王の光背（多聞天光背）銘文の「汗」字に酷似する。東野治之氏によって、多聞天光背銘文の「片文皮」が「汗久皮」に読み改められ、的（イクハ）の古表記「汗久皮」（ウクハ）が判明したことが想起される（東野治之「法隆寺金堂四天王の光背銘」『日本古代金石文の研究』岩波書店、2004年、初出1983年）。（市 大樹）